夕張市中古住宅取得費補助金の概要

補助対象建築物等	■ 人が過去に居住したことがある住宅又は、建物表題登記の新築年月日から起算して３年を経過したもの。 ■ 居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること。 ■ 昭和56年6月以降に建築した住宅であること。 （昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅）
補助対象者	■ 対象者は次の条件全てに該当する方です。 ・ 本市の住民として永住の意志を持って居住し、５年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市であること。 ・ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金及び下水道料金、市営住宅使用料）を滞納していないこと。 ■ 所得制限を設けない。
補助条件	■ 地域要件（社光～平和・清水沢・沼ノ沢・紅葉山地区の用途地域内） ■ 中古住宅の取得額（消費税を除く）が１００万円以上であることが必要です。
補助額 補助対象経費	■ 中古住宅取得費補助金の額 （１） 市民が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の２５％で限度額５０万円／戸 （２） 転入者が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の３０％で限度額７５万円／戸 （３） 入居者に子供がいる場合　２５万円／戸　加算 （例） 子供がいる転入者が、中古住宅を取得した場合。 ・ 取得額が２００万円の場合 （２００万円×３０％＝６０万円＜７５万円） ６０万円（転入者　取得額３０％）＋２５万円（子供）　【８５万円】 ・ 取得額が５００万円の場合 （５００万円×３０％＝１５０万円＞７５万円） ７５万円（転入者　限度額）＋２５万円（子供）　【１００万円】 ■ 用語の定義 ・ 転入者とは 補助金申請年度の３年度前における４月１日以降に夕張市に転入し、転入の日前１年間において夕張市に住所を有していなかったもの。 ・ 子供とは 満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者をいう。
補助申請	■ 住宅の取得前に申請を行う必要があります。 ■ 申請後、夕張市による書類審査を行い結果を通知します。
受付期間と予算額	■ 受付期間は、**令和6年4月1日(月)から予定件数に達するまで。** ・ 令和7年2月28日までに取得できない場合は、受付できません。 ・ 予定件数：4件　※補助金額によって件数の変動はあります。